

平成27年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(自立・分散型低炭素エネルギー社会構築促進事業)

【二次公募】

(公募説明会資料)

平成27年7月

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

【目的】

再生可能エネルギー等の活用により、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、**自立的に電力を供給・消費**できる低炭素な**エネルギーシステム**及びその**制御技術等の技術実証**を行い、当該技術・システムを確立し、これにより再生可能エネルギーの導入の更なる促進及び**温室効果ガス排出削減**を図ること。

【性格】

本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。

- 法律 : 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」

【基本的要件】

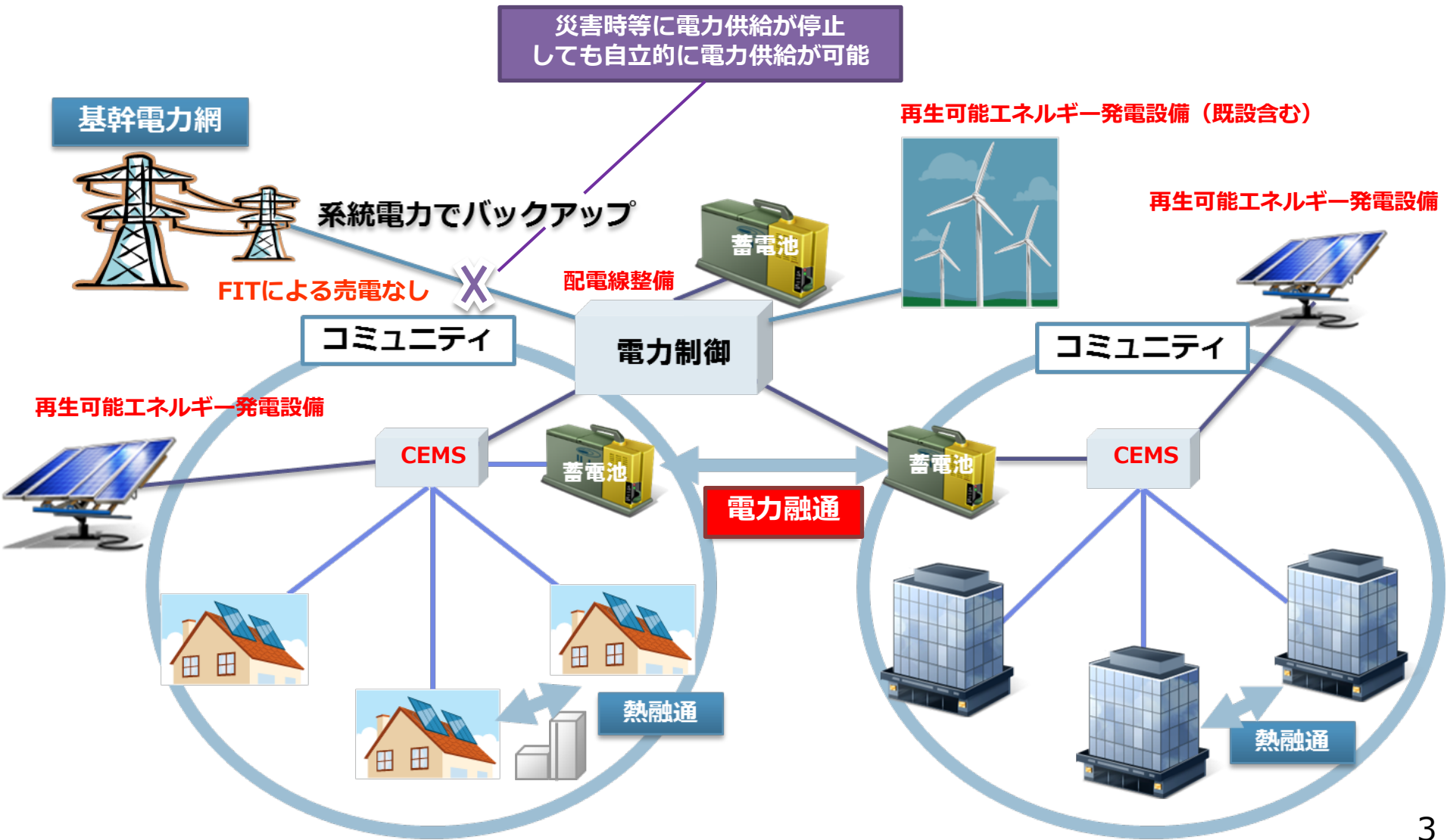
下記の要件を全て満たさなければならない。

- 1 **再生可能エネルギー発電設備（既設を含む）**により一定の需要家（**複数施設**）に対し電力を供給すること。
- 2 電力を供給するための**配電線等を整備**すること。
- 3 **蓄電池等**を組み込み、1により発電した電力を最大限消費するとともに、系統からの電力供給が停止している場合においても、**自立的なエネルギー供給が可能となるシステム**を構築すること。なお、蓄電池を複数設置する場合は、**蓄電池間の電力融通**による電力消費の効率化等を図ること。
- 4 電力（熱供給を併せて行う場合は熱を含む。）を効率的に供給・管理するための**エネルギー需給制御システム**を構築すること。
- 5 固定価格買取制度の適用を受けて**売電を行わない**こと。

【補助金の交付額】

事業にかかる経費の総額の4分の3（75%）を上限。

【イメージ図】



【補助事業者】

補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、以下のとおりとする。

- 民間企業
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 法律により直接設立された法人
- その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

【事業期間】

原則として **3年以内** とする。

（応募申請時に、年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書の提出が必要）

応募者より提出された実施計画書等をもとに以下の項目を総合的に評価の上審査し、予算の範囲内で補助事業者を選定する。

- ① 事業実施のための体制、経理的基礎並びに資金調達にかかる計画
- ② 事業内容の実現可能性
- ③ 施設・地区間の電力や熱融通、蓄電・配電等の技術及びシステム、エネルギー需給制御システム等について、国内の既存の分散型エネルギーシステムと比較し、優位性・先導性があること。
- ④ 災害時等における電力供給の自立性並びに効率性
- ⑤ 二酸化炭素削減効果（経済性・効率性・費用対効果など）
- ⑥ 事業成果の波及可能性とモデル性

また、地域活性化等の事業の間接的な効果が見込まれる場合も評価の加点対象とします。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、**付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もあります**のでご了承ください。また、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

【補助対象経費】

事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

<補助対象施設の範囲>

- ・ 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備
- ・ 蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）
- ・ 電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備
- ・ 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等）
※本事業により構築する自立・分散型エネルギーシステム内に熱を供給するものに限る。
- ・ 省エネルギー設備及びその付帯設備
※本事業により構築する自立・分散型低炭素エネルギーシステム内の電力又は熱需要（消費）を抑制するものに限る。）
- ・ エネルギー需給を制御するためのシステム及び関連設備

<補助対象経費の範囲>

工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費

【補助対象とはならない経費】

＜補助対象外経費の代表例＞

- 事業に必要な用地の確保に要する経費
- 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- 既存施設・設備等の撤去費
- 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- その他事業の実施に直接関連のない経費

補助対象経費の区分は「公募要領」別紙（p12～p15）を参照。

【維持管理】

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で**適切な維持管理**が講じられるものとし、導入に係る各種法令を遵守すること。

【二酸化炭素の削減量等の把握及び情報提供】

対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた**情報を、協会の求めに応じて提供**すること。

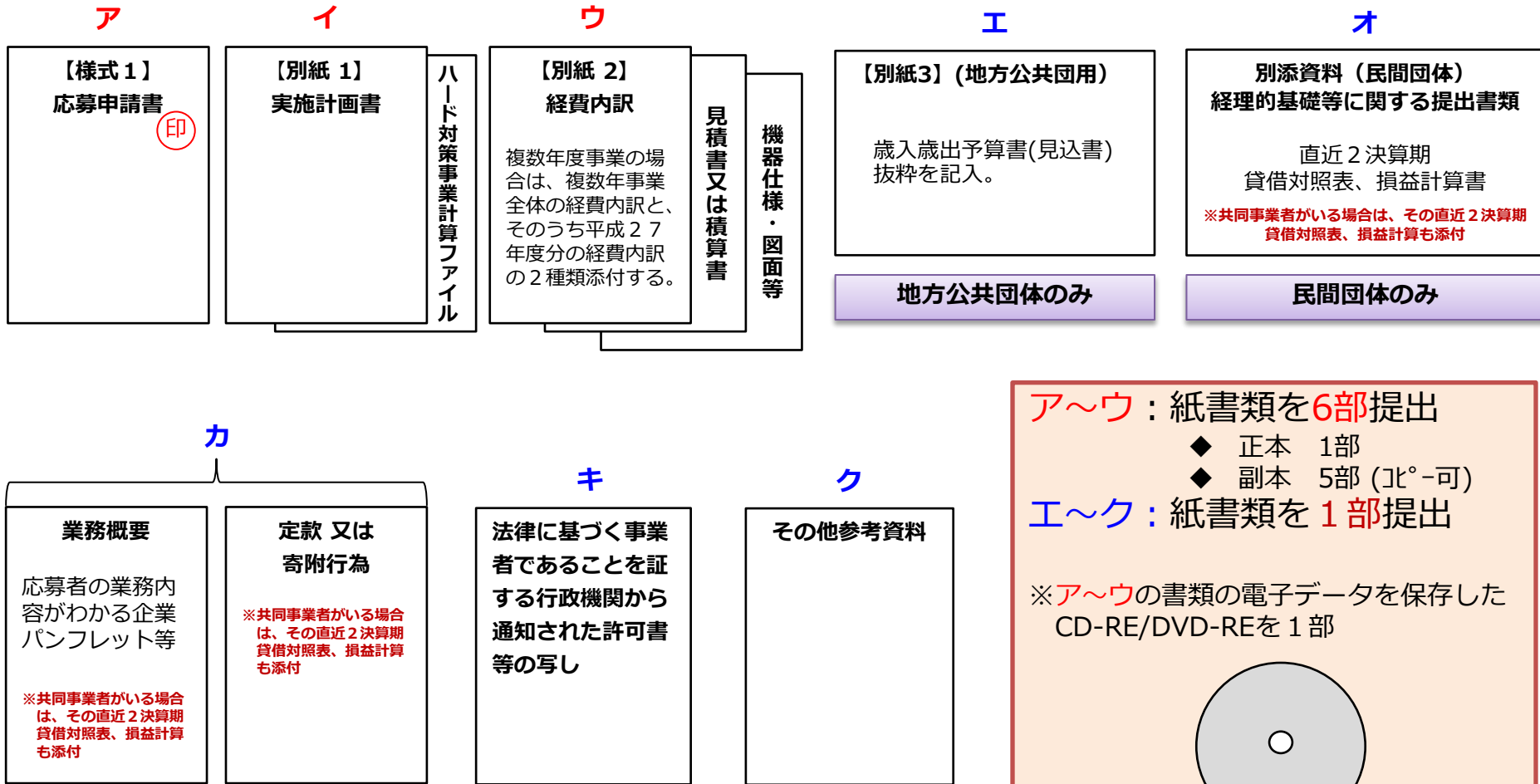
【事業の継続について】

翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況を、別途示す様式により報告し、**継続の審査**を受けること。なお、予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助額に変更があり得ますので、予めご了承ください。

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業をすべて終了した日の翌日からその年度の3月末までの期間及び**その後3年間の期間**について、毎年度、**技術実証の成果**及び**二酸化炭素の削減量**を事業報告書に取りまとめ、当該年度の翌年度の**4月30日**までに提出すること。なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者等が他の地域等において自立・分散型低炭素エネルギーシステムを導入する等の展開の実績及び今後の見込み等を含めたものとすること。

【応募書類・提出部数】

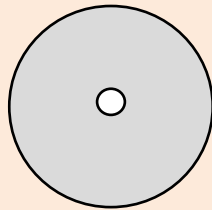


ア～ウ：紙書類を6部提出

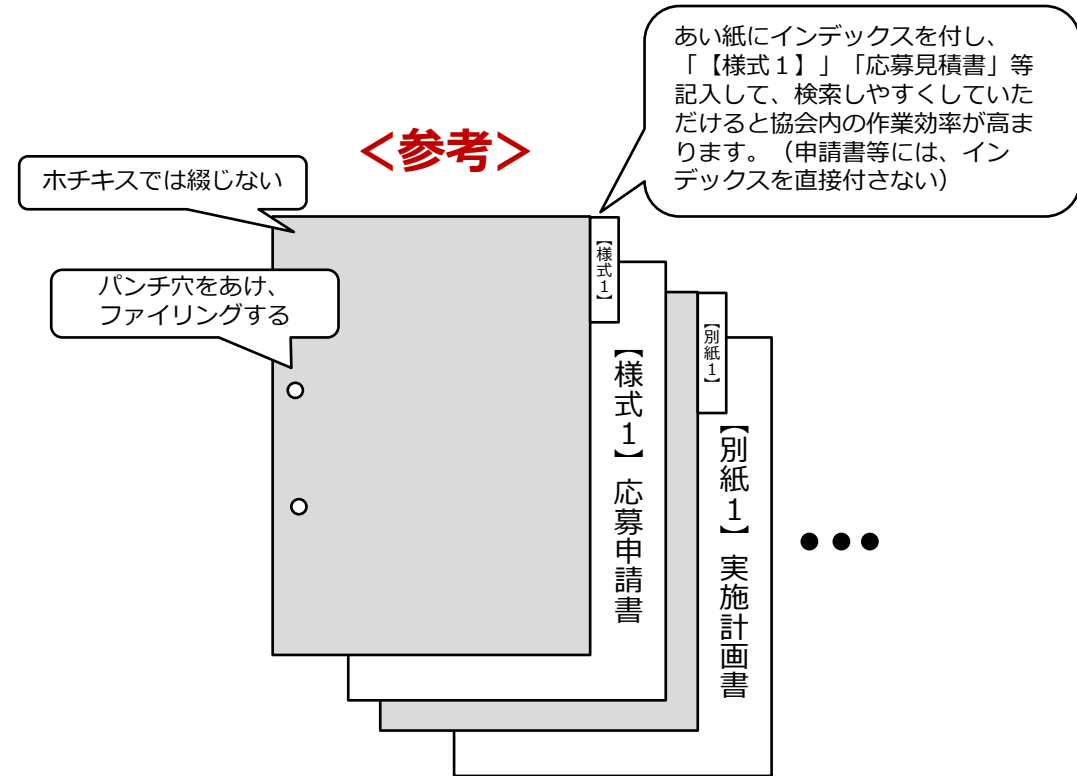
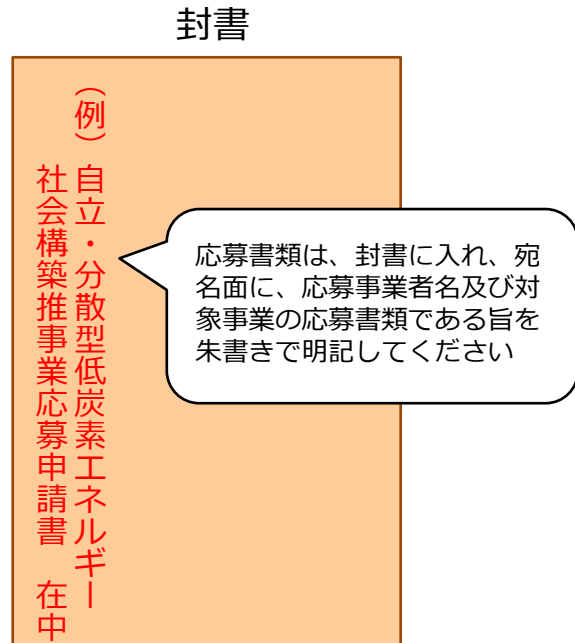
- ◆ 正本 1部
- ◆ 副本 5部 (北°-可)

エ～ク：紙書類を1部提出

※ア～ウの書類の電子データを保存したCD-RE/DVD-REを1部



【提出方法】 持参または郵送



【提出期間・提出先】

平成27年7月31日（金） 17時 必着

一般社団法人低炭素社会創出促進協会まで

<ご注意>

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

【問い合わせ先】

問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように法人名及び応募予定の事業名を記入してください。

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇〇】 自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

メールアドレス： jiritsu27@lcspa.jp

【問い合わせ期間】

平成27年7月24日（金）まで

【実績報告書の提出】 [公募要領 p11]

2月末日までに補助事業を完了し、（複数年事業であっても、各年度、2月末日に完了）事業完了後30日以内、または**3/10**のいずれか早い日までに**実績報告書を提出**。 [\[交付規程 第11条\]](#)

【事業報告書の提出】 [公募要領 p7]

事業終了年度及びその後3年間の期間、各年度終了後30日以内（**4/30まで**）に**事業報告書を環境大臣に提出**。証拠書類を年度終了後、3年間保管。 [\[交付規程 第15条\]](#)

【経理書類の保管】 [公募要領 p11]

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理。
事業年度終了後、5年間保存。 [\[交付規程 第8条 第八号\]](#)

【取得財産の管理】 [公募要領 p2・4・11]

補助事業により取得、または効用が増加した価格が50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を整備**し、補助事業により取得した旨を明示。

それらの財産について、**法定耐用年数中、処分制限あり**。もし期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、**事前に協会に申請・承認**が必要。

[\[交付規程 第8条 第十二、十三号\]](#)

【利益等排除】 [公募要領 p16]

補助対象経費の中に、自社製品の調達又は関係会社からの調達（工事を含む）がある場合、補助事業者の利益等相当額を排除。

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。[\[交付規程 第4条 第2項\]](#)

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

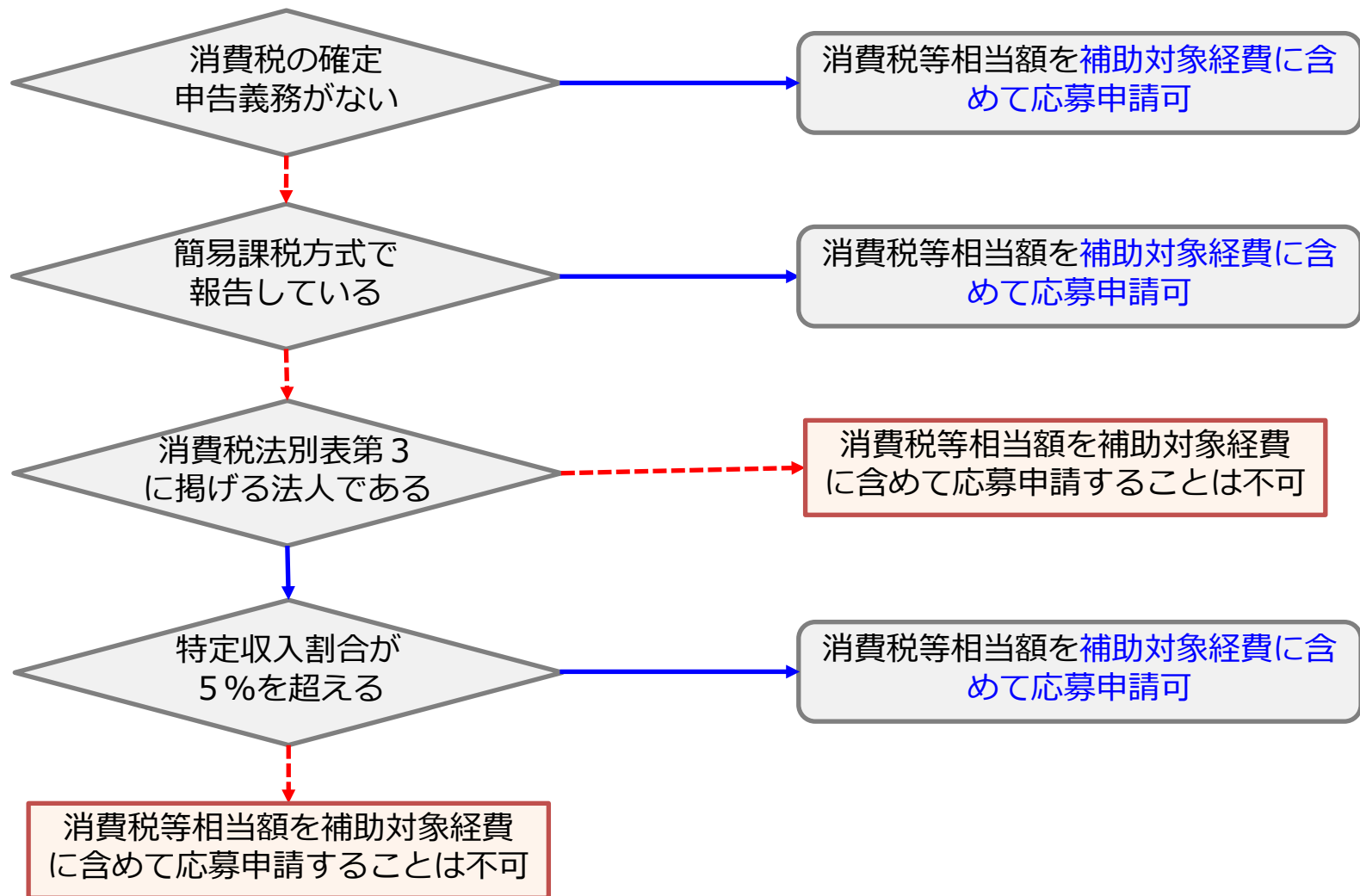
【収益納付】

補助事業の完了によって、**相当の収益が生ずると認められる場合**は、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、事業完了年度の翌年度以降、**交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に納付させることができる**。[\[交付規程 第8条 第十一号\]](#)

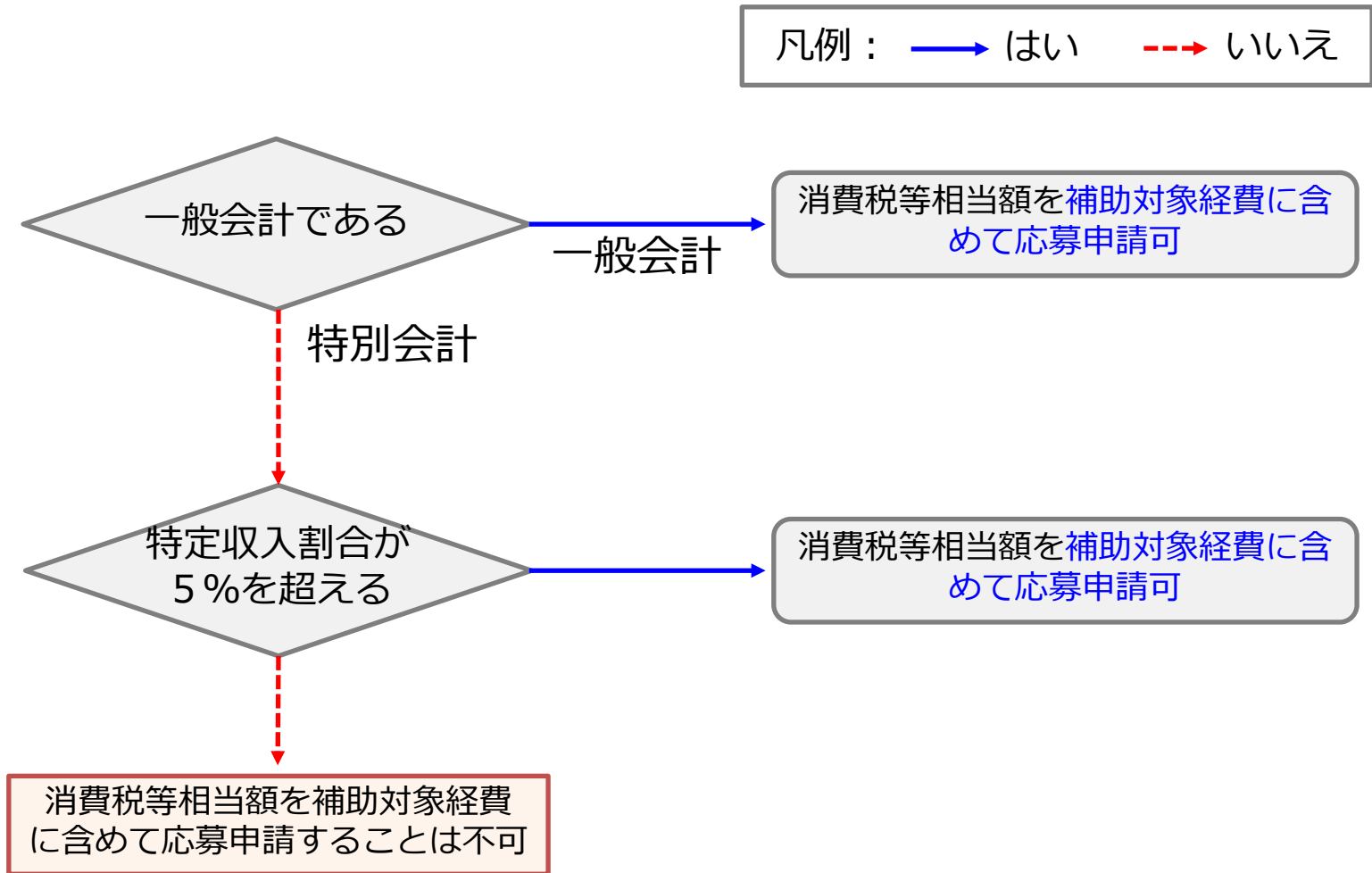
<参考> 消費税及び地方消費税相当額について - 1

【地方公共団体以外】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ

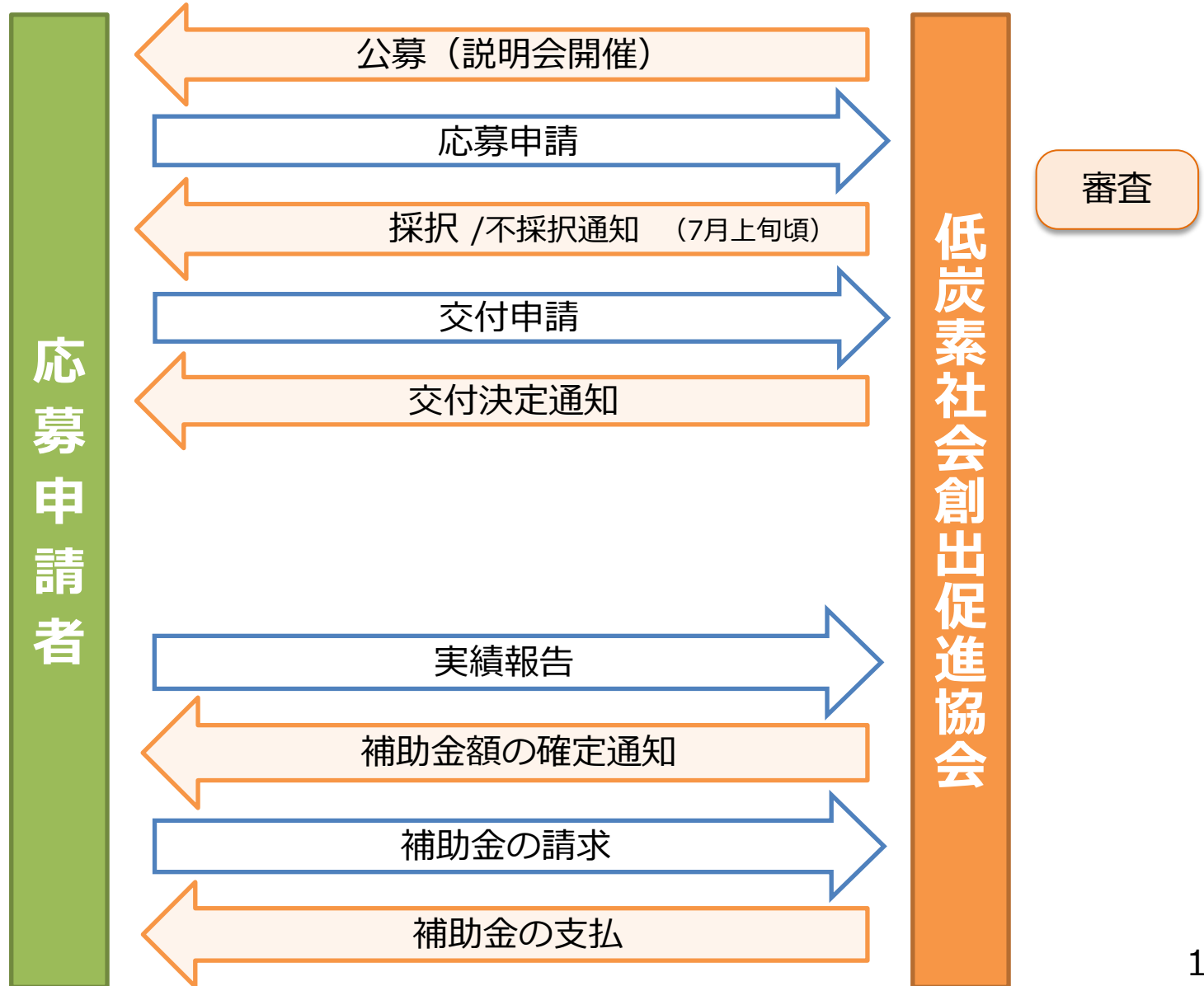


【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



<参考> 補助事業の流れ - 1

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



交付決定日後

補助事業
の開始
(工事の契約、
機器の発注等)

(2/29までに事業完了)

<参考> 補助事業の流れ－2

【ご注意】

- 採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行います。[公募要領 p10]
- 補助事業は、**交付決定日後** (採択通知後ではない) に開始願います。
[公募要領 p10]
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。
[公募要領 p2]

<参考> 事業スケジュール

